

## 第34回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和5年4月5日(水)午後1時30分より、第34回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

### 記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

#### (出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	8番 中西 秀友
9番 辻 四一郎	10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛
14番 山本 晃一郎			

#### (欠席委員)

13番 水主 哲寛

#### (農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司 北村 嘉朗

#### (事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	( 午後 1 時 3 0 分 開会 )
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は水主委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は農業委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 3 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、水谷推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 3 4 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、多羅尾委員、今村委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、山崎委員、山本委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、譲渡人は疾病により耕作が困難なため、譲受人は営農規模拡大のため所有権を移転するもので、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>なお、議案書の最終頁には、先月の全員協議会で確認をさせていただきましたとおり、今回から参考資料として営農計画書の写しを添付させていただいております。また、営農計画書の様式については、新様式に変更したところですが、今回のように以前に旧様式を持ち帰られている場合もあることから、当分は新旧混在となりますことをご了承願います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、山崎委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
山崎委員	<p>報告します。去る 3 月 2 7 日、事務局の案内で山本委員と現地調査に行つてま</p>

	<p>いりました。</p> <p>番号1の大久保町 の利用状況につきましては、不作付地で、枯れ草や雑草が少し伸びていましたが、定期的に管理はされているような状態でした。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
小島委員	<p>作物は何を植えられるんですか。</p>
局 長	<p>営農計画書に記載のとおり、主要栽培作物は米ということでお聞きしております。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、農地中間管理事業ではない利用権の更新で、期間は令和6年5月31日までの1年間となります。</p> <p>番号2及び3につきましては、農地中間管理事業により、京都府農業会議を介して新規の利用権を設定するものです。</p> <p>マッチングについては、令和5年2月2日開催の連絡調整会議において、「農地中間管理事業に係る宇治市での基本的な考え方」に基づき優先順位が決定され、いずれも優先順位1位とされた隣地または近隣で耕作されている借受希望者とのマッチングが成立したものでございます。期間は5年間となっております。</p> <p>以上3件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進</p>

	<p>法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、山本委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
山本委員	<p>報告します。去る3月27日、事務局の案内で山崎委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の白川 の利用状況につきましては、イチゴハウスになっており、おいしそうなイチゴが実っていました。問題ないかと思えます。現地で販売もされているようです。</p> <p>番号2の槇島町 、 、 及び の利用状況につきましては、レタスやハウレンソウ、その他春夏野菜が作付けされていました。</p> <p>番号3の槇島町 の利用状況につきましては、昨秋の水稲刈り取り跡があり、問題ないかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
小島委員	<p>番号1について補足説明します。イチゴは昨年の秋に定植されており、3年前に開発されたヨツボシという品種です。12月頃から収穫され、4月頃まで営業されていましたが、味が落ちてきたとのことで閉店されました。また秋頃に定植される予定とのことです。</p>
徳田委員	<p>番号2及び3はこれから借りられるんですか。既に作付けされていますが、新規での貸借なんですか。</p>
局長	<p>中間管理事業で利用権設定されるのは今回が初めてです。今までこの事業を使っている貸借はなく、現在は受委託で耕作されているのだと思います。</p>
徳田委員	<p>今作付けしているのは、利用権設定を受ける借人ではないんですか。</p>
局長	<p>ここは確か違う方だったと思います。</p>
議長	<p>ご主人が亡くなったため、中間管理機構に預けることにしたと聞いておりま</p>

	<p>す。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p> <p>議長  ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p> </p> <p> </p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p> <p>局長  それでは「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」一括して5件をご説明申し上げます。</p> <p> </p> <p>番号1につきましては、露天資材置場として利用するための転用です。</p> <p>番号2につきましては、住宅の庭として利用するための転用です。</p> <p>番号3につきましては、鉄骨造2階建て、延べ床面積約1,600㎡の店舗を整備するための転用です。</p> <p>番号4につきましては、平成14年6月頃に農地法を知らずに駐車場として整備されたもので顛末書が提出されております。</p> <p>番号5につきましては、露天駐車場30台分を整備するための転用です。</p> <p>いずれも隣接農地はありません。</p> <p> </p> <p>なお、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p> </p> <p>続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」一括して5件をご説明申し上げます。</p> <p> </p> <p>番号1につきましては、露天駐車場149台分を整備するための転用です。</p> <p>番号2につきましても、露天駐車場23台分を整備するための転用です。</p> <p>番号3につきましては、社員用の露天駐車場28台分と資材置場を整備するための転用です。</p> <p>番号4につきましては、分譲住宅地2戸分を造成するための転用です。</p> <p>番号5につきましては、露天駐車場48台分を整備するための転用です。</p> <p>いずれも隣接農地はありません。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>なお、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p>
山本委員	<p>第1号報告の番号3及び第2号報告の番号1の所有者は、これで茶畑がなくなるんですね。他にお持ちではないですか。</p>
多田委員	<p>他にはないです。ちょうど当該地が残ってる部分でした。</p>
中林委員	<p>ちょうど生産緑地の30年経過があったので、買取り申出を今するか相続の時にするか、どちらが良いか考えて決められたようです。このまま置いておくよりは、今転用するほうがプラスになると判断されたのだと思います。</p>
議長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
議長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>

(午後1時55分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_